

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第六十六号

昭和二十二年十月鳥取縣條例第三十三号鳥取縣特選牝馬検査條例を次のように改め公布の日からこれを施行する

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣特選牝馬検査條例中改正條例

第二條中「六拾円」を「百円」に「拾円」を「式拾円」に改める。

規則

鳥取縣規則第七十八号

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十号鳥取縣特選牝馬検査規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行

昭和二十三年十一月五日 金曜日
第千九百五十八号

する。

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣特選牝馬検査規則中改正規則

第五條中「若しくは馬の傳染性貧血」を削る

第十五條中「鳥取縣馬匹組合」を削り「地方事務所」を加える

鳥取縣規則第七十九号

鳥取縣林道開設事業補助規則を次のように定める。

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林道開設事業補助規則

第一條 知事は、森林資源の保續と林産物の生産を確保するため、この規則の定めるところにより毎年度予算

00189

00190

の範囲内において補助金を交付する。

第二條 補助金は、左に掲げる施設に關し森林組合又は市町村（以下施行主体という。）が行う費用につき施行主体にこれを交付する。

一、奥地林開闢林道の開設

二、幹線林道の開設

三、奥地林開闢林道又は、幹線林道以外の林道（以下一般林道という。）の開設及び貯材設備

第三條 補助金は、第二條の規定による費用の中、直接工事に要する費用に對し、左に掲げる標準によりその費用の多寡、事業の難易、成績の良否を斟酌してこれを定める。

一 第二條第一号及び第二号の施設にあつては、その費用の十分の八以内

二 第二條第三号の施設にあつては、その費用の十分の五以内

3 第二條第三号の施設に對する補助金は、第四條の規定による生産計画の材積が、その森林蓄積の十分の二以

上であつて事業施行年度又は、その翌年度に於て生産供出することが確實と認められる場合に交付する。

第四條 施行主体は、第二條の施設によつて開發される森林に對し、林産物の年度別生産計画を樹てなければならぬ。

2 前項の生産計画は、第二條第一号及び第二号の場合はその森林の施業案を昭和十五年農林省訓令第四号民有林施業案規程及び昭和二十二年農林省訓令第十二号民有林施業案の簡捷に關する件に準じて編成しなければならぬ。

第五條 知事は、第二條の規定による施設によつて開發された森林の立木を所有する者、その他立木の処分に関し権原を有する者に對し、昭和二十二年農林省令第十八号木材薪炭生産規則によつて農林大臣の定める基準に基いて、立木の伐採又は、売渡を指示することがある。

第六條 補助金の交付を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならぬ。

00191

第七條 工事が竣功したときは、遅滞なく様式第一号の届を知事に提出しなければならぬ。

第八條 補助の指令を受けその後申請書に記載した事項を変更しようとする者は、事由を詳具し様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を知事に提出しなければならぬ。

第九條 知事は、必要があると認めるときは、事業の変更を命じ又は、施行上必要な事項の指示をすることがある。

第十條 知事は、施行主体に對し、工事の出來高に相當する補助金の十分の八以内の仮拂をすることがある。
2 前項の規定による補助金の仮拂は、金額三十万円以上の工事であつて工事の出來高十分の三以上が成功した場合に限り左の区分による。

- 一 三十万円以上 一回
- 二 五十万円以上 二回
- 三 百万円以上 三回

3 第一項の仮拂を受けようとする者は、様式第三号の請

求書に様式第四号の届を添えて知事に提出しなければならぬ。

第十一條 天災その他正当の事由により期間内に工事を竣功することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を報告し知事の指示を受けなければならぬ。

第十二條 この規則によつて施行した施設は、その施行主体において維持管理しなければならぬ。
2 知事が維持管理上必要と認め指示したときは、これに従わなければならない。

第十三條 この規則によつて施行した施設は、知事の認可を受けなければ、その用途を変更し又は、処分することができない。

第十四條 左の各号の一に該当するときは、知事は補助の指令を取り消し又は、既に交付した補助金の全部若しくは、一部の返還を命ずることがある。
一、この規則に違反したとき
二、補助金交付の條件に違反したとき

- 三、事業施行の方法を不相当と認めるとき
- 四、申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載をし又は、事業に関して不正の行爲があつたとき
- 五、事業竣工の見込がないと認めるとき
- 六、事業施行に関する命令又は、附帯條件に違反したとき

第十五條 第二條の規定による施設が二以上の森林組合の地区又は、二以上の市町村の区域若しくは、森林組合地区と市町村の区域に亘る場合は、それ等の関係者は、左の事項に付き協議しその協定書を作製しこれを第二條の申請書に添付しなければならぬ。

- 一 施行主体に関する事項
- 二 事業実行に関する事項
- 三 経費負担に関する事項
- 四 竣工後施設の維持管理に関する事項
- 五 その他必要と認める事項

第十六條 工事の施行につき、この規則に定めのない事項については、大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工

事執行令施行細則を準用する。
第十七條 この規則の規定によつて知事に提出する書類は、施行箇所を管轄する地方事務所を経由しなければならぬ。

附則

第十八條 この規則は、昭和二十三年十月一日からこれを適用する。
第十九條 昭和二十三年鳥取縣規則第五十五号奥地林開

発林道開設事業施行規則は、昭和二十三年九月三十日限りこれを廃止する。

第二十條 この規則適用前前條の規則又は、昭和二十一年鳥取縣告示第四百十七号林道開設事業補助監督規程に基いてなされた行爲又は、処分は、この規則に基いてなされたものとみなす。

様式第一号(規則第六條の申請書)

年 月 日

施行主体名

印

知 事 宛

昭和 年度奥地林道開設事業補助申請書
左記の通り実行致したいから補助金交付相成たく關係書類を添え申請致します。

添付書類

- (一) 設計書及び附図並びに位置図
- (二) 事業收支計画の抄本

記

一 事業内容

種別	金額	摘要	路線名	施行箇所	牛車馬道	新設	備考
			市郡町村大字字	延長米	幅員米	増設	

二 施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 施行方法 直營

三 経費

内訳 円

種別	面積	利用区域内現況	伐採計画	備考	計	工事費	用地費	補償費	その他	計	四 参考事項	(一) 開発対象林分並びに伐採計画書			
												薪炭林	用材林	新炭林	分

(二) 年度別生産計画

年度	種類	延長	幅員	工事費	開	伐	採	計	備
	米	米	円	町	町	町	町	町	町

00202

日野郡購買 農業協同組 合連合会	日野郡根雨町大字 根雨三七七ノ一	縣購連に同じ	日野 郡内
鳥取縣購買 農業協同組 合連合会	本所 鳥取市東品 治町一九ノ五 支所 米子市東町	全品目	縣内 全域
東伯郡購買 農業協同組 合連合会	東伯郡倉吉町明治 町一〇三二ノ一	全品目	東伯 郡内
西島徳治	本店 鳥取市川外 大工町 支店 米子市吳服町	農果用噴霧機用 ムホース	縣内 全域
佐々木商會	氣高郡浜村町勝見	刈摺用 ホーロー式 ゴムロー ヤンヨー式	同
田口機械店	米子市灘町一丁目	東誠三徳日の本 國光ケーオー式	同
馬場農機商會	鳥取市行徳	龍虎式	同

株式會社 前田機械製 作所	本店 鳥取市東品 治町 支店 米子市桃町	同	瑞光式	同
伊藤農機店	鳥取市行徳	同	古見サトウ 井開式	同
農報社營業 部	本店 東伯郡倉吉 町宮川町 支店 鳥取市吉方 一区	同	スビー 野田式	同
小早川商會	東伯郡倉吉町越殿	同	吉田式	同
角田愛二郎	西伯郡御來屋町八	同	滿毛羽取器用 ゴムベルト 河部式	同
米澤商會	米子市日野町八	同	日の丸式	同
日野郡購買 農業協同組 合連合会	日野郡根雨町根雨 三七七ノ一	全品目	日野 郡内	

鳥取縣告示第五百五十二号

國民健康保險を行ふ村に對し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十三年十一月五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00203
00203

一、國民健康保險を行ふ村 二、條例制定の認可年月日
日野郡日光村 昭和二十三年十月二十一日
同 神奈川村 同
同 福榮村 同

○鳥取縣告示第五百五十三号
薪炭需給調整規則第二十三條第二項の規定によつて届出た卸売登録申請者の住所及び氏名を次のように公表する。
昭和二十三年十一月五日

住 所 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
氏 名

米子市角盤町四丁目三五番地 星光商事株式會社米子事務所
鳥取市二階町二丁目二五番地 鳥取縣燃料卸売商業協同組合
米子市角盤町二丁目六番地 鳥取縣新炭卸売株式會社
鳥取市東品治町一九番ノ五地 鳥取縣購買農業協同組合連合會

左記取扱者において行旅死亡人を取扱つた旨關係縣民生部長から通知があつたから心当りの向は直接当該取扱者照會するよう貴管下一般へ周知方取扱われない。

(其の一)

- 一、取扱者 富山縣新川郡飯野村長
- 一、本籍地 不詳
- 一、住所 不詳
- 一、氏名 不詳
- 一、性別、年齢 男子、六十五、六才位
- 一、相貌、特徴 頭髮白毛交り髭は特に白毛多し 身長五尺三寸余り

(其の二)

- 一、取扱者 滋賀縣大津市長
- 一、着衣所持品 白ズボン下同様シャツ所持品なし
- 一、その他 下新川郡飯野村板尾地先黒部川々原において溺死体となつて発見せられたもの。

彙 報

00204

- 一、本籍地 自稱九州
- 一、氏名 西村ハル
- 一、性別年齢 女子六十六才
- 一、相貌特徴 身長四尺八寸位、顔面長、頭髮半白、言語不明瞭其の他特徴なし
- 一、着衣所持品 細い立縮単衣、茄子紺色裏地半巾トラシク一、コート(黒)一、石鹼入(水色)一、浴衣(横縞)一、手拭一、皮製袋一、白縮緬風呂敷一、名刺(西村ハル記名)一
- 一、その他 昭和二十三年六月二十四日午前十一時大津市警察署より引渡を受け精神病者と認め滋賀縣甲賀郡水口腦病院に收容加療中九月三十日午前五時三十分死亡、身元不明につき同日甲賀郡水口町に於て仮埋葬す。

(其の三)

- 一、取扱者 福井縣敦賀郡愛宕村長
- 一、本籍及住所 不詳
- 一、性別年齢 男子、五十五才位
- 一、相貌特徴 身長五尺一寸、丸顔肥満、頭髮こま塩
- 一、着衣所持品 國防色上衣、ズボン、シャツ各二、毛布(小)一、アルミ食器二、ブリキ罐二、木綿製下カバン一、ドンゴロス製下カバン一、煙草入れ一、甘藷、たばこ、南瓜、そら豆、糸、マツチ各若干、現金一三四二五錢
- 一、その他 福井縣敦賀郡愛宕村力根地籍北陸線米原起点三八軒七三〇米の鉄橋上を通行中米原發福井行九五五号列車にひかる、時に昭和二十三年九月二十五日午後一時二十四分

(其の四)

- 一、取扱者 福島縣福島市長
- 一、本籍住所 不詳
- 一、性別年齢 男子六十才位

00205

- 一、相貌特徴 身長五尺二寸位、頭髮五分刈、中肉、前頭禿、首より上部切断粉砕されたるため判別困難
- 一、その他 瓦斯格子縞の魚底袖に黒サージの襟をかけた上着、白木綿のシャツ二枚、サージのズボン、國防色戰鬥帽、黒色鼻緒の雜木下駄、本年九月二十日発行東京民報新聞を包みたる風呂敷を腰に結びつけあり、國防色羅紗の手縫財布に現金八十錢在中する。
- 右は昭和二十三年九月二十四日午前二時頃福島市大字御山字清十郎作地内東北本線に轢死体として発見さる。
- 検視の結果同日御山共同墓地に仮埋葬する。

(其の五)

- 一、取扱者 福島縣平市長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子二十七、八才位
- 一、相貌特徴 身長五尺一、二寸位、顔面長、頭髮丸刈

- 一、着衣所持品 軍衣袴、白木綿ズロース、黒皮短靴、黒皮の財布に現金二十円在中
- 一、その他 右は昭和二十三年十月一日午前三時五十一分頃平市字彌宣町四番地内に於て常盤線上り列車により轢死体となつて発見、検視の上市内鎌内町共同墓地に仮埋葬する。

(其の六)

- 一、取扱者 福井縣敦賀郡東浦村長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子七十才位
- 一、相貌特徴 身長五尺七寸位、頭髮白毛、鼻高、眉毛太く白毛交、やせ型、右足小指平たく太し

(其の七)

- 一、着衣所持品 前開ランニングシャツ、所持品なし
- 一、その他 右は昭和二十三年七月十八日東浦村赤崎海岸に漂着したので同区墓地に仮埋葬す。

00206

- 一、本籍住所氏名 不詳
- 二、性別年齢 女子二十五、六才位
- 一、相貌特徴 身長一、五九種、筋骨發育良好、丸顔、淺黒く、頭髮パーマネント、上門齒四本、プラチナ義歯

- 一、着衣所持品 縞模様の鼠色セル地の背廣とスカート、青從縮のある白木綿シミーズ及びズロース肉色絹ストッキング、丸手型クローム側CYM製の腕時計(バンド赤革)山型の下にT.S.P.の文字入りのパツチ

(山形縣体育指導連盟)

- 一、その他 右は昭和二十三年七月三十日午後零時三十分頃雨羽橋下流百米の地位最上川北岸に漂着せるものにして死体は市営火葬場内に仮埋葬す。

(其の八)

- 一、取扱者 山形縣西田川郡西郷村長
- 一、本籍住所氏名 不詳

- 一、性別年齢 男子四十八才位
- 一、相貌特徴 身長五尺五寸、面長で頬こけ頭髮角刈、眉間に深きしわ(二本)あり、榮養不良
- 一、着衣所持品 半袖の夏シャツ、ネヅミ色平長ズボン、金一円、ネヅミ色風呂敷一枚、安全剃刀一組、黒色ロイド眼鏡一個

- 一、その他 右は昭和二十三年八月十五日午前十時頃西田川郡西郷村大字下井川の鉄道線路東南三〇米の松内に於て縊死しありたるを發見同地に仮埋葬す。

(其の九)

- 一、取扱者 山形縣最上郡新庄町長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子四十五、六才
- 一、相貌特徴 身長五尺四、五寸位、ヤセ型、頭髮丸刈その他特徴なし
- 一、着衣所持品 白色シャツ、國防色ズボン、ゴム短靴、現金三十五円八毫口

00207

- 一、その他 右は八月二十八日午後四時頃新庄町駅南方約一キロ(奥羽本線)の地点に於て轢死す。

(其の一〇)

- 一、取扱者 山形縣最上郡小國村長
- 一、本籍住所氏名 仙台市小國原町東通四八(自称) 会社事務員大山三郎(自称)
- 一、性別年齢 男子、二十六才(自称)
- 一、相貌特徴 身長五尺六寸、頭髮長く長顔、色白くやせ型にして鼻高し、左あご下に約一寸のキヅ痕あり、右薬指一節は内側に屈接、強度の近視鏡を用い、言語は仙台人又は福岡人ならんと女中は言つてゐる。

- 一、着衣所持品 綿製シモ降り背廣に赤革短靴、藤色風呂敷一枚(角にキクチと刺繡しあり)に白色綿製アンダーシャツ一枚、白色絹地開襟シャツ一枚、絹護謨引雨外套を包んでゐる。

- 一、その他 右は西小國村瀬見温泉富澤屋旅館に於て昭和二十三年七月二十三日午後十時頃睡眠剤とカルモチンを服し自殺した。瀬見共同墓地に埋葬す。

(其の一)

- 一、取扱者 福島縣福島市長
- 一、本籍住所 不詳
- 一、氏名 松浪喜一郎
- 一、性別年齢 男子五十二才
- 一、相貌特徴 身長五尺二寸位、やせ型、頭髮丸刈
- 一、着衣所持品 黒サージ結袴上下服、夏メリヤスシャツ上下、軍隊の布製背囊

- 一、その他 福島縣信夫郡土湯温泉旅館に投宿中発病、縣立女子医専附屬病院に入院、榮養失調症に困り昭和二十三年八月九日死亡す。以前地下通に起居し肥料のブローカーをしていた、入院中同室者の言では戦時中横浜に居住し憲兵大尉で戦犯關係にして住所

00208

も明かにしていない様子である。

(其の一四)

一、取扱者 福島縣伊達郡伊達崎村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子六十才位

一、相貌特徴 身長五尺二寸位、頭髮白髪混り、下顎門歯に金冠二本あり

一、着衣所持品 青細従綱ワイシャツ一、白平袖シャツ一、カーキ色袴一、黒パンツ一、現金所持せず

一、その他 右は昭和二十三年八月十六日伊達郡伊達崎村字古返り地先きで溺死体発見、検視の上高原共同墓地に仮埋葬す。

(其の一四)

一、取扱者 佐賀縣藤津郡多良村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子四十才或五十才位

一、相貌特徴

一、着衣所持品 和服(木綿様の縮三縞)襦袢は麻の布綿、金紗兵児帯、麦藁カンヰ帽、水筒(サツク入)罎墓口(現金三二〇円一錢在中)扇子親骨なし、草履(表は墨様のもの裏はゴム)遺書(寫の通り)

一、その他 右は昭和二十三年八月十五日午後三時頃佐

(其の一三)

一、取扱者 伊達郡伊達町長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子三十五、六才位

一、相貌特徴 身長五尺四、五寸、右下奥歯合金一本、

00209

賀縣藤津郡多良村多良大川内部落多良川上流北岸榎木の枝に縊死、腐爛の程度により死後五日一六日経過していると思考する。

遺書の寫

一筆書き残しますお山をけがしてすみません。私は戦争の犠牲者で遠くの者です。どうかこの辺に埋めて下さい。お隠せしてすみません、穴掘り代にもたしません。お隠せしてすみません。取つて下さい。近衛公の様に早く死んだ方がよかつたと思ひます。今の日本は政治家(一字不詳)が自分のふところ勘定で金をためる事以外に何も知らないやつばかり、終戦後一年毎に今の日本は物價が上るし國民は苦しむばかりで最早や私も今の日本がいやになり死を選びました。

河の流れと人の身はあぢけないうきかな

(其の一五)

一、取扱者 滋賀縣大津市長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子二十七、八才位

一、相貌特徴 男身長五尺四寸位、長髪、鼻高、顔長其の他特徴なし

一、着衣所持品 男白カッターシャツ二、黒色ズボン一、軍用靴下一、茶色眼鏡赤靴各一

一、その他 右は昭和二十三年八月二十六日午前三十分大津市尾花川町(スポーツパラダイス)南方湖岸より十五米突沖に男女二体の溺死体を発見、検視の上同市三井寺山内共同墓地に仮埋葬す。

一、性別年齢 男子二十四、五才位

一、相貌特徴 男身長五尺四寸位、長髪、鼻高、顔長其の他特徴なし

一、着衣所持品 男白カッターシャツ二、黒色ズボン一、軍用靴下一、茶色眼鏡赤靴各一

一、その他 右は昭和二十三年八月二十六日午前三十分大津市尾花川町(スポーツパラダイス)南方湖岸より十五米突沖に男女二体の溺死体を発見、検視の上同市三井寺山内共同墓地に仮埋葬す。

一、性別年齢 男子二十四、五才位

一、相貌特徴 男身長五尺四寸位、長髪、鼻高、顔長其の他特徴なし

一、着衣所持品 男白カッターシャツ二、黒色ズボン一、軍用靴下一、茶色眼鏡赤靴各一

一、その他 右は昭和二十三年八月二十六日午前三十分大津市尾花川町(スポーツパラダイス)南方湖岸より十五米突沖に男女二体の溺死体を発見、検視の上同市三井寺山内共同墓地に仮埋葬す。

00210

(其の一六)

- 一、取扱者 滋賀縣大津市長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 女子六十五、六才位
- 一、相貌特徴 身長五尺二寸位、頭部白髪混交丸顔、口控総義歯、下顎に二個の金冠あり、稍肥満型、兩手共に合掌のまゝ、強直す
- 一、着衣所持品 和装、木綿紺浴衣一、伊達夏帯(長さ三尺)一、白ハンカチ一、白木綿腰巻細紐一、腰巻兩端上部に「望月」と墨書あり

一、その他 右は昭和二十三年八月二十日午後三時頃石山南郷町洗堰上流約百米突湖岸二米突の箇所死後十二時間を経過するを発見、検視の上石小南郷町山口墓地に仮埋葬す。

(其の一七)

- 一、取扱者 青森縣青森市長
- 一、本籍住所氏名 不詳

(其の一八)

- 一、性別年齢 男子三十二、三才位
- 一、相貌特徴 身長一、五七七米、胸圍〇、八五〇米、頭髮丸刈、強状なる体格にして門齒(上)二本に金の義歯、土顎に教本のサンブラチナの義歯あり
- 一、着衣所持品 白開襟シャツ一、紺セル縮ズボン一、下駄ばき、現金四十円、健康手帳一
- 一、その他 右は昭和二十三年八月十六日午後五時頃青森縣青森駅構内岸壁(第二) (母と共に殺身せるもの)に投身する。身元不明につき青森市榮町共同墓地に仮埋葬す。
- 一、取扱者 青森縣青森市長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子五十才位
- 一、相貌特徴 身長五尺四寸、面長にして頭髮丸刈、色浅黒
- 一、着衣所持品 手提靴一、在中品白開襟シャツ一、白

00211

(其の一九)

- 一、取扱者 青森縣上北郡十和田市長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子二十八才位
- 一、相貌特徴 顔面腐爛状態にある爲不明なるも長髪にして健康普通身長一米八〇位

一、着衣所持品 黒背廣、國防色半ズボン(黒色をおびている)袴下(白ウツミ)青靴下、赤皮短靴、白パンツ、編チツク付白シャツ(黒味をおびている)國防色カバン(錠付)ナイフ爪切各一、赤皮名刺入

(其の二〇)

- 一、取扱者 青森縣上北郡十和田市長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 女子二十四才位
- 一、相貌特徴 身長一米五五、下顎右に金冠一ヶ

一、着衣所持品 手摺カバン桃色の花模様(Caribian)に桃色の風呂敷、縞格子アロウズ、洗面袋、チツク付二(國防色系)安全カミソリ一揃、シミーズ二、赤空色チリ紙五枚、化粧品若干

一、その他 右は昭和二十三年八月九日午前十時頃部落

兒童により発見され、検視の上死体発見場、所に仮埋葬す。

(其の二)

- 一、取扱者 岐阜縣賀茂郡八百津町長
- 一、本籍住所氏名 不詳
- 一、性別年齢 男子二十二才位
- 一、相貌特徴 身長五尺二寸、頭長髪、面長
- 一、着衣所持品 白木綿シャツ、白カッター、千人針 (腹巻) 下駄、黒色ホームスパンズボ、革製ヘンドを着し、ベンチ二個、慰問袋 (河合文夫の記名あり) ハンカチ一、紫色袋一、弁当箱 (空) 一、箸一、チャック付國防色袋一、セメン円
- 一〇、新聞東海夕刊、國際新聞七月二十日発行、現金九三円を所持す。

(其の二)

- 一、取扱者 三重縣津市長
- 一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子六十才位

一、相貌特徴 身長一米五〇釐、やせ型一見して農家の老人風

一、着衣所持品 玄縮着物、鼠色毛糸シャツ、腹巻、メリヤス股引、黒足袋、草履を穿つ、所持品なし

一、その他 昭和二十三年四月二十日午後四時頃津市半田地内半田橋際河中で溺死し検視の上同日仮埋葬する。

正

誤

昭和二十三年十月二日鳥取縣條例第六十五号鳥取縣競馬條例鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地競馬實施規程及び鳥取縣地方競馬登錄規程を左記の通り正誤す

記

鳥取縣競馬條例鳥取縣地方競馬實施規程及び鳥取縣地方競馬登錄規程正誤表

頁 設 行 目 正

誤

- 一 上 九 一名につき六円 一名につき拾五円
- 二 同 六 實施規程 實施規程案
- 三 同 七 馬の馬登録証 馬の登録証
- 四 上 十 第一項各号 第一項各号
- 四 上 六 競走における出走 競走における競走
- 同 同 八 その他馬の保護 その他馬の保護
- 同 下 十三 審判委員は後検査 審判委員は第七十
- 五 上 十二 第二十三條 第二十二條
- 同 下 九 第二條委員 第二條委員
- 六 上 九 騎手の氏名を前検査に於ては馬場管理委員に検査 騎手の氏名を検査に於ては馬場管理委員に検査
- 同 下 五 馬場管理委員 馬場管理委員
- 七 上 六 第三十三條 第二十二條
- 同 下 五 新馬とは法、競馬法 新馬とは法又は競馬法
- 同 同 十二 百八十日を経過 百八十日経過
- 九 上 十二 その他、他の馬に危険 その他、に危険

一 二 下 八 第六十四條第一項 第六十四條第一項

同 同 十 斜対の速度の外の 斜対の速度以外の

同 同 十二 同 同

同 同 十四 後検査(第七十二條第二項の場合を除く)を 後検査第七十一條第二項の場合を除くを

同 同 十七 後検査との差が 後検査との差が

一 三 同 十二 申立を認めるかを 申立を認めるかを

同 上 七 着順は到達順位に 着順は決勝線に到達した順位により

一 四 同 六 第八十二條 第八十一條

同 下 五 騎乗の停止を命ず 騎乗を命ずる

同 同 同 第五十一條第一項 第五十一條第一項

同 同 十五 第四十六條 第四十五條

一 五 上 八 騎手又は馬丁 騎手

同 同 十 又は出走 又は走

同 同 十二 又は開催執務委員 又は執務委員

同 同 十六 無料入場者 無料入場料

同 同 十七 無料入場者	無料入場内	二一 上 九 該当した又はして、該当したとき	
同 下 十二 出馬すべき	出馬すべき	同 下 四 馬主	△主
一六 上 三 控券は一年以上この控券はこれを	控券はこれを	同 同 九 知事に提出しなればならずかつ縣の知事に提出して縣	
同 同 一 控券は一年以上この控券はこれを	控券はこれを		
同 同 五 当該競走	当該競馬	二二 同 九 当該馬登録申請書	当該馬登録申請者
一七 上 三 連勝式勝馬投票法	連勝式勝馬投票券法	二四 上 十 申請者に再交付	申請者に交付
同 同 六 勝馬投票券発売所	勝馬投票券発売所	同 下 十二 登録した馬で	登録した一で
同 同 八 同	同	二五 上 一 第二十一條	第二十條
同 同 十二 令第十六條	第十六條	同 下 十三 なるべく	なるべく
同 同 十三 競馬場	競走場	同 同 十四 短経最少限	短経最 限
同 下 九 法第八條	第八條	同 同 十六 九センチメートル	九同
同 同 十五 競馬	競走	同 同 十七 四、五センチメートル	四、五
一八 上 二 公示	公示	同 同 十八 九センチメートル	九同
同 同 三 (削除)	(削除)	二八 同 一 規則	規則
同 同 九 規則	規則		
同 同 十 規程	規程案	様式第四、五、七 登録組合名	登録何々名
一九 同 十二 認める	認めた	様式第五第二項 他の組合	他の何々
同 下 十七 停止	禁止	同 第三項 成績欄	(空欄)

昭和二十三年十月十二日鳥取縣告示第五百十六号の美穂地区農業調整委員会の区域中「古市」とあるを「古市一区」に富桑地区農業調整委員会の区域中「品法」とあるを「品治」に正誤する

富桑地区農業調整委員会の区域中「品治」の上に「新品治」を加える。

時間到達差 時間到着差
到達差には第一着 到達差には第一着馬

様式第七 8センチメートル センチメートル